健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件(告示)及び 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件(告示)の概要

1. 改正の内容

保険者は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定し、実施する。 具体的には、以下の取組を進める。

P(計画):健康・医療情報を分析し、加入者の健康課題を明確にした上で、事業を企画する

D (実施):費用対効果の観点も考慮しつつ、次のような取組を実施する

・加入者に自らの生活習慣等の問題点を発見しその改善を促すための<u>一次予防の取組</u>

生活習慣病の発症を予防するための特定保健指導等の取組

生活習慣病の症状の進展及び合併症の発症を抑えるための<u>重症化予防の取組</u>

・その他、健康・医療情報を活用した取組

C(評価):客観的な指標を用いて保健事業の評価を行う

(例:生活習慣の状況(食生活、歩数等)、特定健診の受診率・結果、医療費)

A (改善):評価結果に基づき事業内容等を見直す

2. 適用期日

平成26年4月1日

各保険者のデータベースシステムの概要

	レセプト管理・分析システム	協会けんぽシステム	国保データベース(KDB)システム	
保有者	健康保険組合、健康保険組合連合会	全国健康保険協会(本部)	国民健康保険中央会、国保連合会	
活用者	健康保険組合	全国健康保険協会 (本部+各支部)	市町村国保、国保組合、 後期高齢者医療広域連合等	
システムが 保有する情報	・特定健診・保健指導情報 ・医療レセプト情報 ※歯科を含む	・特定健診・保健指導情報 ・医療レセプト情報 ※歯科を含む ・がん検診情報 等	特定健診・保健指導情報医療レセプト情報 ※後期高齢者医療含む介護レセプト情報 ※歯科レセは今年度中収載予定	
システムの 活用方策	他の健保の形態・業態・規模別等での比較	するとともに、支部別や、支部内の事業	現状の把握 その地域の健康状況(特定健診・特定保健指導の実施状況、疾病別医療費、一人当たり医療費等)を確認するとともに、他の地域の健康状況と比較することにより、自らの地域の特徴を把握し、優先すべき課題(健診受診率向上、生活習慣病予防、重症化予防等)を明確化	
	保健指導への活用 適正受診が望まれる者や、優先的に保健指導の対象とすべき者を判断し、個人に対する効率的・効果的な保健事業を実施			

稼働時期

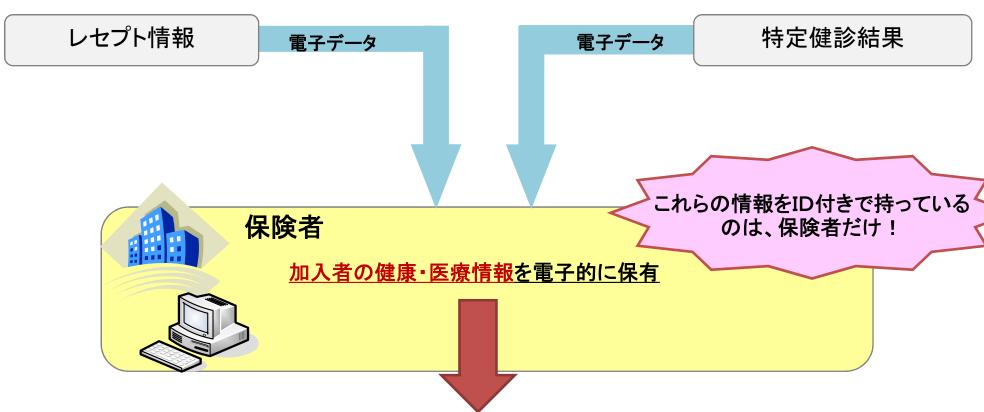
平成26年4月~

平成20年10月~ ※平成27年1月よりシステム刷新予定

平成25年10月~

-2-

データヘルスの発想



加入者の健康課題の分析

→ データ分析に基づく保健事業(データヘルス) が可能に

保険者の一部で、データ分析を活用した先駆的な保健事業を実施しかし、全体的な普及には至っていない

「データヘルス計画」とは

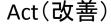
「データヘルス計画」

レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく 効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画

Plan(計画)

- データ分析に基づく事業の立案
 - ○健康課題、事業目的の明確化
 - 〇目標設定
 - 〇費用対効果を考慮した事業選択
 - (例) 加入者に対する全般的・個別的な情報提供
 - 特定健診・特定保健指導等の健診・保健指導
 - 重症化予防





・次サイクルに向けて修正

Do(実施)

・事業の実施



Check(評価)

・データ分析に基づく効果測定・評価



データヘルス計画の実施スケジュール

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
被	モデル計画の策定等			
者	全ての組合・支部でデータ	▎ 言┼顶	画の実施	
保 険 ——	普及支援事業 へルス計画の作成に着手 計画の策定 →	<	計画の実施(3年間) 	\longrightarrow
市 町 村				
国 保 · 広	市町村国保及び後期高齢者医療広域連合でデータヘルス計画を作成	計	画の実施	
広 域 連 合	有識者等による支援の	実施		

国保データベース(KDB)システム 画面イメージ

<健診・医療・介護データからみる地域の健康課題>

地域の人口構成や被保険者構成、生活習慣、健診結果状況、医療状況、介護状況について、県、同規模保険者、全国の状況と比較、自保険者のポジション(順位)の把握

